

(株)日本政策金融公庫の

新型コロナウイルス感染症に伴う生活衛生改善貸付の拡充

生活衛生改善貸付(衛経)

ご利用 いただける方	生活衛生同業組合の経営特別相談員または生活衛生営業指導センターの経営指導員が行う経営指導を受けており、お使いみちに係る業種と同じ生活衛生同業組合の長(組合が設立されていない業種にあつては、生活衛生営業指導センターの長)の推薦を受けた方 推薦を受けるには、次の条件をすべて満たしていることが必要です 1 営業許可等を受けている生活衛生関係業者であること 2 常時使用する従業員が5人(旅館業および興行場営業は20人)以下の会社または個人であること 3 原則として6ヵ月以上、生活衛生同業組合等の経営指導を受けていること 4 最近1年以上、同一地区で同一事業を営んでいること 5 所得税、法人税、事業税および都道府県民税や市町村民税(均等割を含みます)を原則として完納していること
ご融資額	2,000万円以内
ご返済期間	設備資金 10年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内(うち据置期間1年以内)
利率(年)	特別利率F 1.21%(令和2年7月1日現在)
担保・保証人	無担保・無保証人

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、生活衛生改善貸付を次のとおり拡充しています。

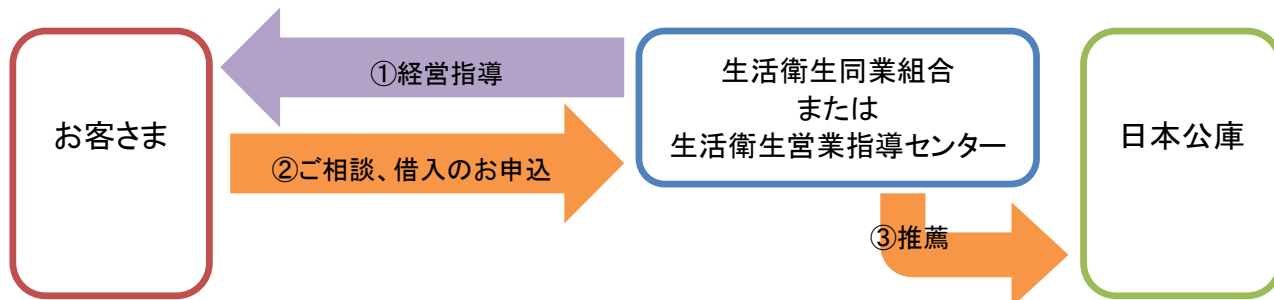
ご利用 いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上が前年または前々年同期と比較して5%以上減少している方
ご融資額	別枠 1,000万円以内(注1)
ご返済期間	設備資金 10年以内(うち据置期間4年以内(別枠の1,000万円以内)) 運転資金 7年以内(うち据置期間3年以内(別枠の1,000万円以内))
利率(年)	【当初3年間】特別利率F-0.9%(別枠の1,000万円以内)(注2)(注3) 【4年目以降】特別利率F

(注1)ご融資の限度額は、新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者経営改善資金(マル経融資)の拡充部分との合計で1,000万円となります。

(注2)「特別利率F-0.9%」の適用限度額は、新型コロナウイルス感染症特別貸付における「基準利率-0.9%」の適用限度額に含まれます。

(注3)一部の対象者については、「特別利率F-0.9%」の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給され、当初3年間は実質無利子となります。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。



くわしくは、公庫ホームページ https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/34_eiseikaizen_m.html#covid_19 をご覧いただくか、生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターまたは最寄りの支店の窓口までお問い合わせください。